

## 学生の懲戒に関する指針

平成16年4月2日

一部改正 平成18年2月1日

この指針は、「香川県立保健医療大学生に係る懲戒等に関する申し合わせ」に基づき、本学学生の懲戒を決定するに当たって配慮すべき事項を定めるものである。

### 1 学生の懲戒

学生の懲戒は、教育的指導の観点から行うものとする。

### 2 懲戒の種類及び内容を決定する際の目安

懲戒の種類及び内容を決定する際の目安は、次のとおりとする。

- |                                   |          |
|-----------------------------------|----------|
| (1) その行為が悪質で、かつその結果が重大な場合         | ……退学又は停学 |
| (2) その行為は悪質であるが、その結果に重大性が認められない場合 | ……停学又は訓告 |
| (3) その行為の悪意性は軽微であるが、その結果が重大な場合    | ……訓告     |

### 3 行為の悪質性

行為の悪質性は行為の態様、学生の主観的態様（行為に至る動機及び故意又は過失など）、過去の懲戒歴等を勘案して判断するものとする。

### 4 結果の重大性

結果の重大性は、被害者に与えた損害の程度（人身損害か物的損害かなど）及びその行為が他の学生並びに社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。

### 5 懲戒の標準例

懲戒の標準例は次のとおりとする。ただし、個々の事情によっては、標準例以外の適用がなされる場合があり、また、標準例に掲げられていない行為についても、懲戒の対象となりうる。

- |   |             |
|---|-------------|
| (1) 殺人、放火、強盗、強姦などの凶悪な犯罪行為を行った場合           | ……退学        |
| (2) ひき逃げ、飲酒運転、無免許運転、暴走運転による重大な人身事故を起こした場合 | ……退学又は停学    |
| (3) 万引き、他人を傷害するに至らない暴力行為などの犯罪行為を行った場合     | ……停学又は訓告    |
| (4) 本学が実施する試験において不正行為を行った場合               | ……退学、停学又は訓告 |
| (5) ハラスメント行為及び痴漢行為（覗き、盗撮行為などを含む。）を行った場合   | ……停学又は訓告    |
| (6) 飲酒運転や暴走運転など悪質な運転行為を行った場合              | ……停学又は訓告    |
| (7) 実習、研究などにおいて知り得た個人情報などを他に漏洩した場合        | ……停学又は訓告    |
| (8) コンピューターの不正利用を行った場合                    | ……停学又は訓告    |

### 6 この指針は、平成16年4月2日から適用する。

この指針は、平成23年10月19日から適用する。